

支部ニュース 団 東 京 2007年9月号№405

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

- 若手学習会 いよいよ9月26日午後6時から
- 奈良改憲阻止討論集会報告……………町田伸一
- 奈良 改憲阻止討論集会……………吉田榮士
- NHK「日本のこれから。考えてみませんか憲法9条」に出演して
……………石井逸郎
- 「教育のつどい・ヒロシマ」に参加して……………小笠原彩子
- バス運転士にもクールビズを……………飯田美弥子
- 支部35周年の機会に支部の歴史を……………大崎潤一
- 日誌

- 8月幹事会（サマー・オープン・セミナー）報告……………別冊

第18回 東京支部 秋のソフトボール大会

出場チームを受け付けます。

別紙申込書に記入し、FAXください。

現在エントリーは1チームのみです。（ひのきみパワーズ）
ふるってご参加ください。

* * * * *

開催日 11月5日（月）

会 場 都立大井ふ頭中央海浜公園・スポーツの森野球場

開始時刻 詳細については未定（例年通り？）

若手学習会 いよいよ9月26日午後6時から

若手学習会第1回が迫ってきました。若手のみなさま、そして9月に弁護士登録をされたみなさま、ぜひご参加下さい。

9月26日(水) 午後6時～ 場所 自由法曹団東京支部

内容 ① 「民事交通事故」 午後6時～7時

講師 君和田伸仁団員

マニュアルなどを読んでもなかなか理解しにくい民事交通事故の事件処理のノウハウについてお話をうかがいます。

② 「家永教科書裁判・日の丸君が代裁判」 午後7時～8時

講師 加藤文也団員

家永教科書裁判に取り組まれた加藤文也団員から裁判にかけた思いや苦勞、憲法裁判のやりがいなどについてお話をうかがいます。

この若手学習会は、四文字熟語でいえば「温故知新」とでもいえるでしょうか。

実務の最新情報を得ることができるとともに、団の先輩方からかつての経験を聞くことのできる企画です。しかも、かつての経験はその時期だけの話ではなく現在にも通じるものでしょう。まさしく温故知新の学習会ではないでしょうか。

そこで支部団員のみなさまに呼びかけ。

若手のみなさま まさしくみなさまが主役。登録直後はよく顔を合わせたが、最近はこちらと見ていないな、という方とも会えるチャンスかも。

9月登録のみなさま 弁護士登録をして最初の「おもしろくてためになる」催しがこれです。入団手続を済ませた方はもちろん、これから入団しようとお考えの方、入団しようかどうかどうしようか考慮中の方、自由法曹団とは何か見てみようという方、実務の情報や憲法判例の生きた姿を知りたいという方、ぜひご参加下さい。

もう若手から卒業した、とお思いのみなさま そのようなみなさまから若手のみなさまにご自身の経験をぜひお聞かせ下さい。若手のみなさまに一番近いところのみなさまこそ団のこれからの主役です。

ベテランのみなさま 温故知新の通り、かつての経験をさまざまな角度から伝えてください。また最新情報はベテランのみなさまにもお役に立つことでしょう。個人事務所の方もぜひお越しを。

今回はどうしても都合がつかないという方 ご心配なく。第2回、第3回の学習会がありますので、その機会にご参加下さい。そして、第1回の学習会に参加されるみなさまを暖かく送り出し、事務所を挙げて応援してください。

学習会の後は懇親会を予定しています。そこでさらにつっこんだ話ができることでしょう。懇親会を目的に参加されても全くOK。

多くのみなさまが集われることを心からお待ちしています。

奈良改憲阻止討論集会報告

町 田 伸 一 東京合同法律事務所

第1節 明文改憲の道を開く改憲手続法が制定されて改憲策動が新たな段階に入り、また安保法制懇等による解釈改憲・憲法蹂躪が目論まれる中、7月29日から30日にかけて、奈良市において、「2007年自由法曹団改憲阻止討論集会 in 奈良～改憲を阻止するたたかいを飛躍的に広げよう」が開催されました。集会初日の7月29日が参議院議員選挙の投票日と重なったことから出席者数が危ぶまれましたが、結果的には100名弱もの多数の団員が出席しました。集会の報告集は間もなく発行されるそうですが、一足先に、私の記憶に強く残った部分を並べる形で、盛んな討論の概要をご報告します。

第2節 初日は、これまでの改憲手続法成立阻止の斗いを総括した上で、①今後の改憲阻止の取り組みをどう広げるか、②生活の要求、格差、貧困のたたかいとどう結びつけるか、について、討議・報告が為されました。

- ・これまでの斗いにより自公民の共同を阻止できたこと
- ・有料意見広告、公務員・教育者の運動規制、最低投票率という団が提示した三つの問題点を中心として18項目にも及ぶ附帯決議を為さしめたこと
- ・国民投票自体を実施させない斗いと同時に附帯決議を活かした改憲手続法の抜本的修正を勝ち取るための運動も大切であること
- ・若者にとっては平和＝9条ではないこと
- ・旧態依然としたものに対する拒否感に、新しいことと感じられる改憲がマッチする危険があるのではないか
- ・改憲が今の苦しい生活を打ち破ってくれるのでは、という期待があること
- ・若者には現行憲法を、「護る」ではなく「選び直す」と訴える方法が有効であること
- ・義務付けることなくできる範囲でやってくれと持ちかけるべき
- ・東京支部団員が多数関わった憲法ミュージカルの経験では若者が集まるときのキーワードは「参加」、「おもしろい」であったこと
- ・「活動者会議」、「討論集会」というネーミング自体が時代錯誤であること
- ・我々の論議は、「誤っている」ではなく「偏っている」と見られていること
- ・マスコミを重視すべきこと
- ・9条世界会議・NLGとの関係等国际連帯が重要であること
- ・戦争の被害者にならないことだけでなく、加害者にならないという視点が必要であること
- ・弁護士は、多様な立場・運動体を繋ぐ役割を果たすべきこと

第3節 2日目は、前日の、参議院議員選挙の結果を、早朝のテレビ報道や朝刊で確認した上で、今後の改憲阻止のとりくみをどう進めるか、改憲をめぐる情勢について、

討議が為されました。

- ・ 柏崎の原発に I A E A の査察が入る。核の恐怖という意味では、北朝鮮は原発の比ではない。

- ・ 戦争をする国づくりが生活にどのような影響を及ぼすかという事実も重要

- ・ 大学や地域に乗り込んで、先取り国民投票をしてはどうか。

- ・ 情報をどう広げるかをもっとも重視すべきである

- ・ 改憲論の中心が 9 条改悪であることは間違いないが、新自由主義的経済政策や、戦争をする国作りのための国民統合といった側面も持っていること

- ・ 2010 年に 18 歳が投票権を持つとすると現在の中学生に、その先に投票が行われれば現在の小学生に、働きかけねばならないこと

第 4 節 最後に、改憲阻止対策本部の新体制が組まれました。今後、対策本部の中に幾つかのプロジェクトチームを設けて各課題に取り組む予定です。自民党は参院選で 2010 年の改憲案発議を選挙公約としました。今後 3 年間で勝負の時期であることを再認識する集会でした。

以上

奈良 改憲阻止討論集会

吉 田 榮 士 八王子合同法律事務所

「奈良か 久し振りに百済観音を見たいな 選挙も終わっているし 行ってみるかな」ということで参加することにした。

安倍総理の政治オンチのゴリ押し会期延長、選挙は 1 週間先となり、集会日と同日になった。それでも決行。この間の憲法 ML、これは面白かった。奈良の佐藤さんからの連日の檄、実に緊迫していて、結果、100 名近い参加となった。佐藤さんは、送迎バスの前で団の旗を持って迎えてくれた。佐藤さんは檄だけでなく、集会の帰りには興福寺の国宝館で「阿修羅像」をぜひ見てほしいと ML に流し、資料集の中にも「阿修羅像」の絵葉書を全員に差し入れてくれた。地方での会議はこんな気遣いがうれしい。阿修羅像はちゃんと見ましたよ。さて、安倍政権になり、改憲のタイムスケジュールも出され、改憲へのルールは着々と引かれようとしている。前の熱海の二日間憲法会議のときも、今、きちんと討論しておかなければならない、ということで全国から集まった。しかし、今回のような鮮明な改憲状況ではなかった。ところが、選挙前の種々の不祥事の続発、対応のまずさなどから、参議院選挙は自民党に不利との予想。会議日としては面白いときに重なった。このような妙な興奮状態の中で集会は始められた。

この 5 月まで、多摩地域では、憲法ミュージカル一色だった（と思う）。

若手弁護士が呼びかけ、若手事務局も中心となり、苦勞して、苦勞して、予想をはるかに超えた成功をおさめた。その苦勞を伝えること、その苦勞して得た何かを今度の討

論でもっと広げられたらと思い、三多摩法律事務所に、今度の集会、ぜひミュージカルの呼びかけ人が出るようにと伝えた。残念ながら三法からは主にそれに関わった団員の参加者はなかった。大阪の若手弁護士がうろうろ探していたのに、これは残念だった。というのは、今回はいくつか討論テーマがあったが、そのひとつが、改憲阻止の運動にどう若手弁護士を参加させるかというものであり、また、その討議が一番面白かったからである。まちだ・さがみの名取さんが、ミュージカルも含め、若者論、若者と付き合う方法論など、するどく問題提起し、その提起に対し、各地からの苦労話が広がるなど、今までの討論とは肌合いの違う面白さがあった。しかし、今回の集会も若手の参加が少ない。北海道から沖縄まで各地の「憲法おじさん」が集まった。「改憲阻止討論集会」とか「全国活動者会議」とかいうネーミングでは、それだけで若手は来ないとのことである。東京支部の「サマーオープンセミナー」はどうだろうか（どっかの宗教団体みたいという声もあり）。今回、うちの若手の中村さんにも一緒に行こうと誘ったが、「ウーン」とか言って無言のまま断られた。後で一緒にお寺に行けるからとも言ったが、やはり「おじさん集会」は重たいらしい。しかし、改憲路線はそんなことを理由に待ってはくれない。若手が中心に座るにはどうしたらよいか、団の将来委員会のテーマとだぶる問題である。

もうひとつ問題提起されたのは、地方での運動の広がりについてである。岐阜の笹田さんをはじめとする地方都市での苦労談。しかし、結局、地方も東京、大阪など大都市も問題は同じ、悩みも同じ、気を引きしめてやっていくしかない、改めて連帯を確認した。

今回の討論では、色々と、納得したり確認したりしていたが、これは今回の選挙結果が多分に影響していると思う。自民圧勝なんて事態だったらこうは言われてられなかっただろう。

配布された資料、あとから出された坂本さんの「講演レジュメ」、長野の毛利さんの「生活実感統計からみた憲法運動」を含め、貴重な資料が出された。特に、「団作成の改憲手続法 国会審議論点整理」「安全保障懇談会資料」「自民党新憲法草案のポイント」などは必読である。集会では、様々な討議テーマにそって報告、問題提起がなされた。その内容は報告集が配布されるので、それを読んでほしい。私は、各報告の中でも問題とされた若年者を含めた憲法問題へのかかわりをどう広げていくかに関心がある。

団に期待しているという声は多いし、その通りだと思うが、これまでの中心部隊だけでは限界がある。今回、改めて改憲阻止対策本部ができるが、その編成も幅広くしてほしい。あるいは、本部自体のメンバーは一定数であっても、各地域に若手が動ける活動分野を置き、それらも含め、様々な所からできる運動の輪を広げられるようにすべきである。

9条世界会議などにも、若手がもっとかかると面白い。東京支部の若手学習会も継続的にじっくり取り組むべきだろう。また、たまには若手だけが参加する若手弁護士憲法トークなどを事務局次長に企画してもらうなども面白いかもしれない。

今回の集会を通じて、また、今回の選挙、特に東京選挙区の実に面白い選挙結果を見て、そのようなことを考えた。

NHK「日本のこれから。 考えてみませんか憲法9条」に出演して

石 井 逸 郎 ウェール法律事務所

NHKは、62回目の8月15日の夜の市民参加型討論番組のテーマに、9条問題を選びました。参加者は約40名。これが9条改憲論と護憲論に分かれて討論する番組です。実は、これに私も参加しました。ご覧になった方はおられるでしょうか？

番組編集部が事前に参加者募集アンケートで参加者を募っていることを知人より聞かされ、私もこれに回答する形で応募しました。アンケートの回答者の中から番組編集部が候補者を選び、番組編集部の担当者と一度面接がなされた上で、再度番組編集部で協議の上、参加者が決まる仕組みです。NHKのホームページでも案内はなされていたようです。私の参加が正式に決まったのは8月15日の約1週間前です。

弁護士では他に、同じく自由法曹団の団員で、第二東京弁護士会も同じ笹本先生も参加していました。

夜の7時30分から9時までの第一部は「自衛隊と9条の関係をどう考えるか?」、10時から11時30分までの第二部は「集団的自衛権をどう考えるか?」です。これは、9条改憲論の2つの根拠（①自衛隊の明記の必要性、②集団的自衛権を行使できるようにするためには改憲が必要）に対応しています。約40名の参加ですから、直前にNHKから一人30秒で発言するようにとの注意がありました。討論番組の当然のマナーでもあります。とすれば私に発言の機会が与えられるのは1回、よくて2回ですが、私は、後半の集団的自衛権のテーマで2回発言の機会がありました。

質問内容や、前述の前半、後半の構成すらも、事前には全く知らされていません。単に9条について討論し合う、としか知らされていません。本当にぶっつけ本番の番組です。「自衛隊と9条の関係をどう考えるか?」という設問で、①9条を改正して自衛隊を明記する、②現状のままでいい、③自衛隊を廃止する、の3択で選べ、というのも直前にすら教えられませんでした。私は当日、迷わず②を選びました。会場をみると、笹本先生や渡辺治教授も②を選んでいました。会場はそれぞれの回答が3分の1ずつ、やや②が多かった、という印象です。

後で、弟の嫁の上司が、中学生の娘さんとこの番組をご覧になっていて、その娘さんは素朴にも自衛のためには何らかの武力が必要と考え、しかし9条改憲が自衛隊の海外での武力行使に道を開くのであればこれに反対したいが、9条と自衛隊が両立しえないのであれば自衛隊を明記するという公明党の加憲案的改憲が必要ではないか、と考えて

いて、この問題を法律の専門家である弁護士さんはどう答えるのだろうか？と興味をもって見ていたところ、そろいもそろって2人の弁護士が、前述のとおり②と回答したので、安心して護憲支持になった、という話を弟から聞かされました。もちろんこの方々は、私が参加していたとは知りません。

私のこうした9条解釈には異論もあるでしょうが、私は、必要最小限度の自衛力の保持は9条に反しないという立場で、このような回答をいたしました。

ところで後に番組を見ていた幾人かの知人も同様の感想をもったようですが、私も、当日の三宅アナウンサーの司会ぶりが気になりました。何だか数々の「国際貢献」に参加している自衛隊の現実をやたら強調し、これをどう調整させるのか？と問いかけ、専ら、改憲派＝現実派、護憲派＝空想的平和主義者であるかのように描こうとしているように思えたからです。やたらと沖縄出身の体験的な非武装中立論を語ろうとしだす方や、NPOの運動家で、やはり情緒的な非武装中立論を冗長に語り始める方ばかりに発言させ、護憲派が感情論であるかのように演出しているように思えました。

ですが、前半の議論でも、前述のとおり、自衛隊と9条は必ずしも矛盾しないという立場が多数で、感情論情緒論をふりかざして非武装中立論をアジるような人は少数だったし、後半の集団的自衛権の議論では、改憲論の方々こそ専ら「友人のアメリカ兵が殺されようとしているとき、何も助けることはできないのか？」という感情論を振りまいていたのに対し、私は、そういう事態に至る過程は複雑であること、実はその場合アメリカ兵の方こそ加害者である可能性もありえるのであって、そのような場合に安易に集団的自衛権を行使することは、かえって紛争を泥沼化、拡大させる危険のあることを語りました。これをきっかけに、学生さんの、こんなに難しい集団的自衛権について国民がよく知らないうちに行使を認めるべきではない、という発言を引き出し、全体として護憲派の方が冷静な印象を与えたと思います。

渡辺治教授の自衛隊と9条の整理や、「国際貢献」とは実のところ対米貢献に他ならないという現実の指摘も、効果的、説得的でした。

番組後「護憲リアリズムの勝利」という感想をよこしてくれた友人もいました。小林よしのりさんも番組後、「今日は護憲派の勝ち」などと言っていました。

私は、この種の討論企画では、感情的、情緒的になった側が悪印象をもたれ、負けという印象をもたれるということ、そしてその恐さを体感しました。小林よしのりさんは、やたらと9条護憲論は、ガンジーの非暴力抵抗を貫くしかないんですよ！あなたがたにその勇気はありますか？とあおりました。これに対し、情緒的に、非武装中立で何が悪いんですか？逃げてどうしていけないんですか？などと言い出す沖縄の体験的平和主義者もいたけれど、多くの護憲論者は、小林さんの議論は極論である、必要最小限度の自衛力にとどまる限り9条は許容する、と冷静に応じました。小林さんは、9条護憲論者が感情的になるよう仕掛けていたのだと思います。ですが前述のとおり、今回は、専ら改憲派の方が感情論的でした。

これからの３年間は、この種の討論企画が地方でも中央でもいろいろ設けられることでしょう。その際、私たちはアンテナを張って、この種の討論企画に積極的に参加すべきです。ただその際、今回、この討論番組に出て強く感じたことですが、発言は、争点を予想してコンパクトに話すことができるよう（一人３０秒）事前に準備すべきだし、効果的なタイミングをねらって行なう必要があり、感情的になって冗長に反論し始めるのは絶対に逆効果だということです。

かつての運動形態の影響でしょうか、自由法曹団や各種民主団体の集会や会合では、冗長にアジ演説をする人がいます。とりわけ私たち弁護士は往々にしてしゃべり過ぎる傾向があります。９条の歴史的背景とか、体験的、感情的平和論を、長々と語り始める人（失礼ながら先輩弁護士に多い。）がいますが、そうしたスタイルの発言は、集会では意義はあっても、この種の討論番組では、効果がないどころか、護憲派の印象を悪くする逆効果しか発揮しません。というのも、そうした発言はまず一人３０秒という討論のルールに反していて、ルール違反は参加者には単に身勝手な人という悪い印象しか与えませんし、情緒的な論旨も、討論という論理的説得力を競う場面でははっきり言って否定的な印象しか与えないからです。先ほども述べましたが、討論においては、感情的、情緒的と思われた方が負け、なのです。このことはこの番組を私に紹介してくれて、以前、米軍基地問題で「日本のこれから」に出たことがある知人が言っていました。そのときは平和の大切さを長々と話す女性がいて、かえって護憲派全体の旗色、印象が悪くなってしまった、と。事前にこうしたアドバイスを受けていた私は、相手の議論の問題点を一つ、二つ鋭く指摘することに徹し、後は他の参加者の議論になるべく委ねることを心がけました。相手を説き伏せようとか、平和の大切さを訴えよう、などと考え過ぎるのはいけないと思うのです。どうせ相手は確信犯的なのだし、情緒的な論旨は否定的な印象しか与えないのですから。ここでの私たちの役割は、改憲派の議論の問題点、矛盾点を鋭く突き、そうして改憲派を感情的にさせ（激昂させればなおよし。）、エキセントリックな意見を引き出させて冗長に語らせればいいし、そうすると、他の参加者が集団的自衛権の危うさを逆に冷静に語って反論してくれるようにもなり、全体として護憲派の方こそ冷静で現実的だ、という印象をもたせることができるのだと思います。今回の番組の感想をよこしてくれた前述の友人も、改憲派にエキセントリックな好戦論者が多過ぎて、その質の悪さのゆえ、護憲派が勝利したと思う、と述べていましたが、討論とはそもそもそういうものなのでしょう。

今回の番組の参加は、私にとっても非常に有意義な体験になったし、いろんな場で討論をしていけば絶対に護憲派が多数になれるという確信をもつ機会ともなりました。ご覧になった方、是非、忌憚のないご意見、ご感想をお寄せ下さい。

以 上

「教育のつどい・ヒロシマ」に参加して

小 笠 原 彩 子 斎藤・小笠原法律事務所

今年8月16日から19日に広島で「教育研究全国集会 2007 ―みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい・ヒロシマ」の集会が開かれ、私はこれに参加しました。このすこし長い名前の集会は、いわゆる「全国教研」として全教他の団体が毎年1月から2月に開催していたものを、05年に衣替えし、名称を「教育のつどい」に、開催時期を冬から夏に、教職員組合中心の集会から、父母・国民に広く参加を呼びかけ、ひらかれた教育研究集会へと発展させようとするもので、今年の集会は、衣替え後の3回目になります。

東京支部の方から、この集会について紙面を割いていただけるとの話がありましたので、以下思いつくままに書かせていただきます。

※ ※ ※

弁護士会で子どもの権利問題にかかわっていると、学校や教師は子どもの人権を侵害する張本人のように思えてくる時があります。教師による体罰や尊厳を損なう言動、「いじめ」の対応の悪さ、弁明も聴かない退学勧告や退学処分等を目の前にし、“こんなひどい学校”、“こんなひどい教師”という想いにかかれ、そしてその憤りが、目の前にいるその子の思いにまず寄り添い・聴き取り・解決方法を伴って考えよう、という原動力にもなっています。その一方で、多くの子どもが学校に通い、クラスで授業を受けているのだから「良い教師」「普通の教師」とともに、子どもの権利について語りたい、そんな場はないだろうかとの想いにも駆られていました。

そんな私に、「全国教研の子どもの人権の分科会の共同研究者として参加して欲しい」との誘いがかかったのは、全教が結成され、第2回教研集会が埼玉で開催されようとする半年程前・1991年秋のことでした。4日間拘束されるこの集会は、負担と言えば負担でしたが、私は「良い先生」の実像を求めて参加し、以来3～4回参加しなかった年がありますが、継続して、子どもの人権の分科会（現在では、第18分科会「子どもの人権と学校・地域・家庭」）に参加してきました。そして、今では教育問題に関心のある方は、この集会に是非参加をおすすめしたいという気持ちでいます。それは、この集会に参加すると、全国各地での教育実践が報告され、新米教師の四苦八苦の中での奮闘の姿、ベテラン教師が新たな挑戦にのぞんだ実践等、日頃なかなか見ることのできない、教師の本領発揮の姿に接することができること、しかも、したたかでおおらかな姿に“教師の良心”を見ることができること、そして弁護士としての自分も他業種の彼らに励まされる事等からです。

子どもの人権の分科会に10回程参加してきて感じた事を、以下にメモ風に羅列します。

1. 参加当初は、学校で子どもの人権と言えば、それは「平等」＝部落問題／同和問題・解放同盟との戦いという色が濃く、子どもの権利が広く認識されることがない状況でしたが、子どもの権利条約の批准等の後押しもあり、10年間で徐々に子どもの権利が広く語られるようになったこと。

2. 教職員の中で子どもの権利条約が意識されはじめた当初は、子どもの権利条約を子ども達に“このように教えた（例えば子どもの権利条約の条項の1つを選んでポスターをつくる。絵カードをつくる等）”という実践報告が多く出されましたが、そのうちに授業の中で子どもの権利行使を生かしたという実践が報告されるようになりました。

例えば、国語の短歌や和歌の学習の際に、学校や授業に対する不満や思いを歌わせ、学級通信にそれを掲載し、教員室で各教科担任の教師にも配って、伝え・話し合いの契機とした事。或いは学校行事や校則の変更等子ども達に深く関係する事については、学校・父母・子どもの三者協議会で決めることにしたこと等。生活の中で、子どもの意思表明権を行使させたという実践報告が出るようになりました。

更に、“良い教師”像という内なる自分との戦いが必要ではないか……という実践報告も出てきました。良い教師であろうとする自分自身の中で、「良い子」「良い生徒」「良い学級」づくりという型を持ち、子ども達を無意識にはめ込もうとしていなかったか。そのことが子ども達に“シンドイ”思いをさせて来たのではないか。子ども一人一人の成長発達を保障することは、型づくりではなく「居場所づくり」ではないか、という思いから徹底して教室での約束事を止め、その場その場で子どもと話し合って、子どもが良いと考える意見を実現することに努力し、その為に他の教師と一緒に学校と交渉したり、生徒の意見を校長に聞いてもらう機会をつくったという報告がなされるようになってきました。

3. 少年事件や児童虐待の報道、或いは野宿者問題から、授業で子ども達に命や家族や仲間との繋がりについて考え、更に保護者や地域の人達と子育てを語り合う場をつくった報告が、毎年積み上げられています。私達は、(少年)「事件」として向き合う訳ですが、教育の場では、そのことが教育の題材として活用され、深められています。そして教師の方々には、生の事実に触れることのできる教育を望んでおり、その点で弁護士が知っている「現場」を語るこの意味は大きいと思います。
4. 最近では、全市一斉・5日間の『職場体験』という現代版・勤労働員が、教育委員会の指示のもとに強行された実態と、それを逆手にとって最低賃金制度や労働基本権・基本的人権の学習を実りあるものになりたいという実践等、今後はじまるであろう愛国心や道徳心教育と、現場でどう向き合っていくのかという示唆深い報告もありました。
5. 教研集会で報告される実践は、毎年、県単位で開催される県教研を経て、その推薦のものになされるので、報告者を出す県、報告者もばらばらで全く不定です。にもかかわらず、連続して参加してみると、子どもの権利に関する認識や実践は間違いなく広まり、深められ向上しているという手ごたえを感じます。そして、「良い教師」の姿とそれを支えている職場の仲間や父母や地域の繋がりを報告の中から見ることができます。

※ ※ ※

本部及び各地の自由法曹団員が、この間の教育関連諸立法改悪反対闘争に様々の側面から参加したことは、教職員組合や諸団体から高く評価されています。またこの「教育のつどい」にも、団は賛助団体として参加しています。「教育のつどい」に参加の機会がありましたら、是非足を運び、発言して下さい。

バス運転士にもクールビズを

飯 田 美 弥 子 八王子合同法律事務所

1 炎暑・猛暑の夏でした。皆様、お変わりなくお過ごしですか？さて、この暑さに関わる争議がありますので、ご報告します。

2 京王電鉄グループのバス運転士等で組織される京王新労組は、かつて京王電鉄バス部門の分社化リストラをたたかい、自宅待機命令をはね返して職場復帰を果たした労働者や、その後加わった労働者で構成されています。

バスの運転士の間では、従来から夏季の脱帽・ノーネクタイを認めてほしいという要求が出されてきました。組合は、2005年から使用者に対して要求してきましたが、認められていませんでした。2007年も7月から繰り返し要求をしてきましたが、使用者からは、これまで通り帽子・ネクタイの着用を義務づけるというグループ方針に沿った回答がされるだけでした。現実には猛暑が続く中で、なぜ帽子・ネクタイが必要なのかについて、合理的な説明もありませんでした。そこで、職場討議を重ね、争議行為として軽装に取り組もうとしたものです。

3 法令上は次のような問題があります。

(1) 労働安全衛生法3条1項で事業者は、「快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保する」義務があり、バス運転士の労働契約の内容として、使用者に労働者の軽装を許す義務があると言えます。

(2) バスの運転席の環境は、大きなウインドウの「温室効果」(熱は通すが風を通さない)により、冷房を使用しても直射日光が差し込むところでは39度、日陰でも30度～35度に達します。近年は地球温暖化の防止のために、「アイドリングストップ運動」が取り組まれており、停車時にはエンジンが停止されます。エンジン停止時には冷房も停止するので、温度はさらに上昇します。このような環境は、「快適な職場環境」といえないし、運転士が熱中症を発症して重大事故につながる危険も大きいものがあります。

(3) 使用者は、一般には労働者に対して服装を指示する権利を有していますが、夏季の脱帽・ノーネクタイは多くのバス会社で実施されており、着帽が必要不可欠であると認められる特段の理由のない限り、夏季の着帽ネクタイに固執することは許されないと考えられます。

(4) 京王電鉄事務所衛生基準規則では、室内温度設定の上限は28度となっており、京王電鉄本社では、すでに夏季ノーネクタイ運動を実施しています。バス運転士について帽子やネクタイの着用を強制することは、不合理な差別です。

4 争議行為は、他の懸案もあっていったん中止しましたが、使用者は、争議行為としての軽装は就業規則違反であるとして、懲戒処分のための事情聴取を開始しました。

組合は、猛暑で熱中症が多発している下でも、合理的理由を示すこともなく帽子・ネクタイの着用に固執している使用者について、行政による指導を受けるべく、国土交通省や環境省に対して申し入れと、この問題のマスコミ発表とを行うことにしました。

8月23日のマスコミ発表は、予想を超える反響でした。NHK、テレビ朝日での放送、朝日・毎日・読売・東京（写真付）・産経などの各紙の多摩版に掲載されました。報道はおおむね運転士側に共感する内容で、組合委員長「今年は安全運転に支障が出るほどの暑さだ。服装の規律よりも安全が第一のはずだ」などのコメントを紹介しています。使用者側は、「制服はお客様の信頼の証」とコメントしています。使用者側のコメントは、ブログなどでも失笑を買っています。

5 政財官界をあげて「クールビズ」に取り組む中で、バス運転士だけは夏季の暑熱な環境下でも熱中症の危険を背負って着帽が義務づけられなければならないのか、広く世に問い、改善をしていきたいと考えています。もちろん組合側としては、労使交渉による早期の円満な「クールビズ」実施を願っています。しかし、今後もし懲戒処分があれば、その違法無効を求める提訴をする予定です。

支部35周年の機会に支部の歴史を

事務局長 大 崎 潤 一

これまでの支部ニュースでお伝えしていますが、来年は支部35周年を迎えます。

そこで、レセプションなどの記念行事を2008年2月22日（金）午後に如水会館（千代田区一ツ橋2丁目1番1号 地下鉄神保町下車徒歩3分、地下鉄竹橋駅下車徒歩3分）で行います。

ついては、この機会に支部の歴史をひもといてみるのもよろしいかと。

団の歴史は「自由法曹団物語」にまとめられています。東京支部も歴史をまとめた出版物を出しています。直近では「30周年記念 自由法曹団東京支部のあゆみ 1973～1993～2003」を2003年10月20日に発行しました。同誌は1993～2003年の活動について支部団員の報告と若手座談会を特集しています。また巻末には同時期の主な活動の一覧と支部の歴代役員名簿を掲載しています。

30周年記念誌は支部に在庫がありますので、ご連絡下さい。また支部にお立ち寄りの際にはお申し付けくだされば必要な部数をお渡しします。

本だけでなく、生きた支部の歴史を聞く機会もあります。若手学習会は第1部を実務に役立つ学習とし、第2部では憲法判例を築き上げた団員の方からその経験をうかがいます。若手だけではもったいない企画です。支部の歴史としても若手学習会にご注目を。来年の35周年、ぜひ盛大に迎えましょう。

日 誌 8/15～9/15

- 8月15日 「石原知事の靖国神社参拝に抗議する」声明発表
- 20日 憲法改悪に反対する東京共同センター運営委員会
- 21日 東京支部事務局会議
- 23日～24日 団本部事務局合宿
- 24日～25日 東京支部サマー・オープン・セミナー
- 27日 自由法曹団国際問題委員会／自由法曹団将来問題委員会
- 28日 自由法曹団改憲阻止対策本部打ち合わせ
- 29日 自由法曹団労働問題委員会
- 30日 憲法改悪に反対する東京共同センター合同会議
- 31日 自由法曹団司法問題委員会／自由法曹団拡大市民問題委員会・夕張市問題検討会
- 9月 3日 自由法曹団事務局会議／自由法曹団労働問題委員会シンポジウム「非正規労働者の実態とその権利保障―理論と実践」
- 4日 国民救援会東京都本部委員会／「迎撃ミサイル配備の中止・撤去を求める」声明発表
- 6日 自由法曹団改憲阻止対策本部
- 7日 自由法曹団警察問題委員会
- 8日 憲法会議学習討論集会「憲法をめぐる新たな局面と改憲阻止の展望」
- 11日 東京支部事務局会議
- 13日 自由法曹団国際問題委員会／不当判決シンポジウム打ち合わせ
- 14日 自由法曹団拡大常任幹事会夕張プレ企画
- 15日 自由法曹団常任幹事会（札幌）／革新懇合同会議「改憲・格差拡大反対！今、革新懇運動に期待する」

ご連絡

■井上猛団員（五反田法律事務所）は、8月19日にご逝去されました。59歳でした。謹んでご冥福をお祈りいたします。

第18回 自由法曹団東京支部 秋のソフトボール大会
参 加 申 込 書

チーム名 _____

代表者 _____

連絡先 氏名 _____ 所属事務所 _____

電話 _____ FAX _____

メンバー表（わかる範囲で結構です。）

氏 名	所属事務所等	備 考

FAX送信先 03-3814-2623